

## 目標・計画に基づく評価の概要

### 1. 目標・計画に基づく評価とは

大学の理念や目的を達成するために、期間の設定された中期的な目標・計画を自ら定める大学が少なくない。そして、この目標・計画が確実に達成できるよう、定期的に進捗管理を兼ねた点検や評価を行うとともに、設定期間終了後に、目標・計画の達成状況や目標達成に向けた手段の改善の状況について自己点検・評価を行うのが一般的である。さらに、これらの評価の結果について、外部者から評価を受けること（外部評価）が求められている。

この目標・計画に基づく評価の代表的なものとして、以下のものが挙げられる。

- 平成 16 年度に法人化した国立大学では、中期目標、中期計画、年度計画に関する実績について、国立大学法人評価が義務づけられている（後記<参考 1>参照）。  
なお、第三期中期目標・中期計画の作成に当たって、目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標の設定が求められた。
- 公立大学法人では、地方独立行政法人法に規定される中期目標、中期計画、年度計画に関する実績について、地方独立行政法人評価委員会が評価する。なお、中期目標期間における業務実績の評価に当たっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとなっている。
- 私立大学では、平成 16 年に一部改正された私立学校法で、理事長から評議員会へ事業計画を諮問するとともに、毎年度ごとに事業の実績について報告することや、事業報告書を作成し、閲覧に供することを義務づけられている。  
国公立大学法人のように、とくに中期的な目標・計画の策定とその評価を義務づけられているわけではないが、大学によって独自の中長期計画を策定し、公表する場合もある。また、中長期計画の達成度を把握するために KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）などを設定する大学もあるが、公表しないことが多い。
- 最近では、国公私を通じて、内部質保証の観点から、現状を踏まえて改善に向けた活動の計画、その活動の実行、活動結果の把握・評価、さらなる改善の PDCA サイクルを継続的に実践することが求められている（後記<参考 2>参照）。この改善に向けた活動計画が、上記のような一定期間にわたる総合的な目標・計画に組み込まれる場合もあるが、これとは別に策定・実行されることが一般的である。いずれにしても、目標・計画の達成度だけでなく、どのような改善が行われたのかという改善の効果についても評価を行う必要がある。

## 2. 認証評価と目標・計画に基づく評価の違い

- 評価の観点や自己評価書に記載すべき事項・根拠資料について
  - 認証評価では、あらかじめ決まっている。
  - 目標・計画に基づく評価では、大学ごとに目標及び計画が異なるため、大学自ら決めなくてはならない。言うまでもなく、目標及び計画の内容に則したものでなければならぬ。ただし、目標及び計画の内容が漠然としたものになっていると、評価書作成者も評価者も大いに苦勞することになる。
  
- 自己評価書の記述について
  - 認証評価は、質の保証に重きが置かれるため、一般に大学として求められる必要最低限の水準をクリアしていることが分かる記述が求められる（水準評価）。
  - 目標・計画に基づく評価は、公費や授業料等の投入に対する社会的説明責任を果たす観点や、更なる改善が必要か検討する観点から、目標・計画の達成度や成果の記述が求められる（達成度評価）。

### <参考1> 国立大学法人制度の概略（目標・計画及び評価に関連する内容のみ）

- 中期目標・中期計画・年度計画の関係
  - ① 中期目標：教育研究の基本理念やこれを実現するための6年間の目標を明示したもの。第三期中期目標期間は、平成28年度～平成33年度。
  - ② 中期計画：中期目標を実現するための具体的な計画。
  - ③ 年度計画：毎年度、中期計画に沿って定める計画。
  - ※ ①の原案、②及び③は、各法人が作成する（①は文部科学大臣が定めることになっている）。
  
- 国立大学法人評価：すべて各法人の自己点検・評価に基づいて行われる。
  - (1) 年度評価（毎年度の達成状況の評価）では、業務運営に係る年度計画の実施状況に基づき、中期目標の達成状況や中期計画の達成に向けた進捗状況の総合的な評価を行う。
  - (2) 中期目標期間評価（中期目標期間終了時の達成状況の評価）では、以下に基づき、中期目標の達成状況の総合的な評価を行う。なお、第三期中期目標期間は、4年目終了後と中期目標期間終了後の2回行われる。
    - ① 業務運営、附属病院・附属学校に係る中期目標の各項目の達成状況や中期計画の各項目の進捗状況を評価する。
      - 中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（国立大学法人評価委員会）
    - ② 教育、研究、社会との連携、国際交流等に係る中期計画に掲げる取組の成果や、教育・研究の質の維持・向上の状況の評価する。
      - 中期目標の達成状況評価（大学改革支援・学位授与機構）
    - ③ 学部・研究科等を対象に、教育・研究の水準及び質の向上度を評価する。
      - 学部・研究科等の現況分析（大学改革支援・学位授与機構）
      - 研究業績水準判定（大学改革支援・学位授与機構）

## <参考2> 内部質保証

各大学には、戦略計画や教育プログラムの目標を設定し、これを達成するために自己点検・評価を活かして改革・改善を継続的に行う内部質保証システムの構築が求められている。現在、認証評価においても、その状況が評価されており、今後一層重視されることになっている。内部質保証システムを機能させるには、認証評価の受審だけでなく、質を向上させるための目標・計画を大学等が独自に策定し、その達成状況を点検・評価することも有効な手段として考えられる。

### (1) 内部質保証が求められるようになった外的要因

- ・少子化に伴う学生消費者保護と多様化した学生への対応の必要性
- ・国際的に通用する教育質保証の枠組みを整備する必要性
- ・雇用情勢の悪化に伴う出口管理を通じた大学教育の質保証の必要性

### (2) 認証評価機関における「内部質保証」の定義

#### ○大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構

大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。

#### ○大学基準協会

PDCA サイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと。

### <内部質保証のポイント>

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| ① 大学が自らの責任で行う          | ～大学は自律性のある組織である    |
| ② 恒常的・継続的に行う           | ～認証評価対応のものではない     |
| ③ 自己点検・評価の結果を基に質の向上を図る | ～改善志向・PDCA サイクルの確立 |
| ④ 大学の諸活動の質を自ら保証する      | ～社会からの信頼を得る        |

### (3) 内部質保証システムの主な構成要素

- ① 内部質保証に関する全学の方針・責任体制
- ② 中期的な戦略計画・実行計画、教育プログラムの設計・管理方針等の策定  
(戦略や方針の測定方法(アセスメント・プラン)もセットで考えることが望まれる)
- ③ 点検・評価・検証システムの確立(情報の収集・分析など IR 機能の確立も含まれる)
- ④ 学生や外部者の参画(関係者への意見聴取など)
- ⑤ 情報公開(教育情報、自己点検・評価や外部者による検証結果、中期計画等の公表)

### ■参考文献

- [1] 高等教育のあり方研究会内部質保証の在り方に関する調査研究部会：『内部質保証ハンドブック』, 大学基準協会, 2015年.
- [2] 内部質保証システムの構造・人材・知識基盤の開発に関する研究会：「教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン(案)」, 2013年.